

平成 19 年度第 1 回後期高齢者医療懇談会議事概要

日 時 平成 19 年 9 月 13 日(木) 午後 2 時～午後 3 時 45 分

会 場 群馬県公社総合ビル 6 階 特別会議室

出席者 [委員]

中島委員、阿左美委員、平形委員、柳委員、鶴谷委員、石川委員、島田委員、
柳澤委員、近藤委員、萩原委員

[事務局]

事務局長、次長、総務課長、資格給付課長、会計課長、資格担当主任、賦課
担当主幹

1 広域連合長挨拶

2 委員紹介・職員紹介(資料 1)

3 座長選出

中島委員を座長に選出した。

4 議事

(1) 会議運営の取り扱いについて(資料 2・資料 3)

(2) 後期高齢者医療制度について(資料 4～資料 8)

資料 4 については座長が説明し、資料 5～資料 8 については事務局が説明した。

(3) 意見交換内容

委 員： 急に 75 歳から保険料が年金から引かれることを県民にちゃんと説明しないと大変なことになると思う。また、介護保険と併せると 1 万円以上になり年金の額が相当減ることになる。

事務局： その点はあと半年ですが、広報していきたい。

委 員： むしろ年を取ると保険料を支払わなくてよい感覚だったのが、年を取るとに保険料が増えていくのはちょっと危機な感じを一般の人は受ける。

委 員： 保険証が 1 人に 1 枚、夫婦で 2 枚になるが、今まで国保は世帯単位で課税されているので妻の収入も夫の収入を合わせ算定されているが、今度は別々になるので、ある一定の額以上の人は完全に負担増である。

例えば、夫婦共働きで、国保税については一括してきたが、75 歳以上になると別々に保険証が交付されるので、算定基準が別となる。どの程度の額になるか分からないが、賦課は今まで掛からなかった方にも掛かる。多少下

がるにしても、負担増の感覚がする。年金から引かれることで手取りが減る。特に国民年金のみに加入の方は金額が少なく厚生年金・共済等の年金に比べると負担が多くなる。今まで楽しみにしていた年金が減ってしまうので、抵抗感が出てくると思う。したがって、できるだけ早い時期に周知するような施策を講じないと、平成20年4月になってからかなり抵抗感や今まで何をしていたのだとなってしまふ。年金受給者にとって大事なことであるが、この制度に対してあまり関心がないようだ。

市町村広報誌に、この後期高齢者医療制度に対しての記事が出たが、新しい制度が始まるということで、近所の方に聞いてもよく分からないということであった。できるだけ早いうちに制度が変わり、年金から保険料が引かれるということを周知しないと窓口が混乱するのではないかと危惧している。

座長： 早いうちの周知徹底が必要ということですね。

委員： 後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療の提供とあるが、後期高齢者の医療点数の見直しなのか、違うのか。

委員： そのようなことはないと思うが、75歳になると突然人間が変わるのか、同じ人間なのだから同じ点数を設定してもらって、今までのとおりでよいのではないかと、病院では現在主張している。

後期高齢者の医療費というのは右肩上がりで当然上がっていく。医療は全部包括で行うとかハッキリした態度を国が取らないから、うやむやにするから矛盾な制度を作っていると思える。後期高齢者医療制度は、他の国はどこにもない。日本だけである。

委員： 同じ病気で医療機関にかかっても、点数の見直しにより、しっかりした医療が受けられるか心配だ。

委員： 国民健康保険税として払っているものが75歳になるとどうなるのか。個人負担が増えるのはわかっているが、その辺の具体的なところは何もまだ分からない。大勢の方が払わなければならないものが出てくるのか、「心身の特性等にふさわしい」とあるが、その中身がどうなのかなど、納得の行く形で説明をできるよう勉強したい。75歳になると国保税として払うお金はどうなるのか。

事務局： 国民健康保険のほうは、75歳になると切り離されるので、国保の方の負担はなくなる。今度は、後期高齢者の保険料を支払うことになる。

委員： これから決めていく保険料の率が大変大きな問題になっていく。

事務局： 率によって今の国保税よりも高くなるか低くなるかが分かってくる。

座長： 皆さんに周知徹底、料率がポイントになる。

委員： 保険料を特別な理由なしに滞納した被保険者とあるが、滞納するというの
は年金を貰えない人ということか。年金から天引きされるので滞納ということ
はないのでは。

事務局： 年金から天引きされる方は、全体の8割になる見込である。残りの2割の
方は年金額が少ない方などになり、その方たちは個人で窓口等に支払っていた
ただくことになる。その方たちが滞納したときに該当する。

委員： 一人ひとり保険証を交付するということであるが、現行はカード型の保険
証が大半になってかなり文字が小さくて読みづらい。ましてや後期高齢者の
75歳以上の方に、小さいカードで紛失の恐れがあると思うが、それについ
てはどのように考えているか。

事務局： 様式については、現行の老人受給者証と同じ大きさとする方向で検討を進
めている。

委員： カード型の国保の保険証が送られてきたが、字が小さくてとても見づらい。

座長： 群馬県後期高齢者医療広域連合のホームページに保険証の案が載っていて
印刷して来たので見ていただきたい。

委員： 現役並み所得の方は3割負担である。現在の受給者証に1割・3割が書いて
あるが、負担割合が変更になったときに、証の交換でなく市町村から被保
険者に送付されてしまうので、医療機関としては、いつからいつまでが有効
なのか分からない。

例えば、本当は3割の負担の方が1割負担の証を呈示した場合、半年ぐら

い経ってから3割と分かってても、医療機関としては差額の2割は請求しにくい。その2割は未収金になってしまう。そこのへんも考えてほしい。

資格証明書に該当する方は、10割全額を窓口で支払うとあるが、現実問題として果たして、1年も滞納した方がその金額を払えるかどうか……。我々医療機関は応召義務があり、未収金になりそうな患者さんでも診なければならぬ。そのためのセーフティーネットみたいなものは医療機関に対し何か考えはあるか。

委員： 群馬県では外国人に対して7割までを還付する制度がある。

委員： 病院の未収金の問題を大きく取り上げられている最中なのでお考えいただきたい。

委員： うちの市町村では、負担割合の変更があった場合は、交換している。

委員： 高崎市では10日に国民健康保険の保険証を発送した。県内の38市町村のほとんどが今回個人カード化になった。紙が薄いとか字が見つらいかもしれないが。

国保の保険証がカード化になった理由は、世帯単位で発行されていたが、例えば父親が保険証を持っていってしまうと、子供が使えないなどの不便さなど、市民からの声が多くあったためだと思われる。個人カードでは紛失の恐れがあるので気をつけてもらいたい。

委員： 平成17年・18年の75歳以上の医療費は計算できるか。

事務局： 老人医療における18年度の医療給費は、1,678億8,900万円である。

委員： 保険料の設定で、所得割と均等割の話があったが、資産割というのは無いのか。

事務局： 後期高齢者医療制度の場合、資産割はない。所得割と均等割の2つになる。

委員： 群馬県では75歳以上の方は何人いるのか。

事務局： おおよそ23万人強。この中には65歳から74歳までの重度の障がいのある方約1万人も含まれている。

委員： 65歳以上の寝たきり等の障がいのある方も後期高齢者に入る。その方からも保険料を取るのか。

事務局： 後期高齢者医療制度に入るのは、本人の希望で申請をすれば被保険者になる。

委員： 現行の福祉医療の該当者が、保険料を支払う後期高齢者医療制度に加入しなくてもよいのか。

委員： 老人医療費が1,670億といったが、医療費は右肩上がりに増えているが、係数は出しているのですか。

事務局： 精査はまだ済んでいないが、100.01の伸び率になると考えている。

委員： それは介護保険を加味して想定しているのか。

事務局： 平成12年度の介護保険導入により老人医療費の推移が変わっているのを、含めていない。

委員： いままでの老人医療保険が昭和58年から始まって、25年間近く続いている。結局今まで拠出金を出している企業、国保があったが、今度、拠出金が75歳以上になると、今まで74歳までみていた拠出金の対象になった人はそれが無くなる。そうすると突き抜け型になるのか。74歳までは、企業に入った方はずっと企業が面倒を見る。だけど退職者医療制度は、確か70歳になるとなくなるのでは。

委員： 基本は廃止する。ただ、国は5年間経過措置を考えている。5年間かけてその退職者医療制度を廃止の方向に持っていく訳です。

委員： 企業を退職した人たちは、企業が面倒見てくれないのであれば、国保に入らなければならない。国保の状態はかなりボリュームが増えると思うが、国保はやっていきえるのか、非常に厳しいのではないかと思う。1,000人中、

老人を何人抱えているかという国保は約200人、組合健保はたった約30人、政管健保は約50人かもしれない。国保がますます苦しくなるのではと思う。

委員： 残った国保はあまりいい方向ではないが、65歳から74歳までの前期高齢の方はそのまま国保に残る。それを財政調整するという仕組みを国は考えている。前期の高齢者が多いところは、医療保険者間で財政調整をする。そういう制度が平成20年度に実施される。

委員： 保険料の上限については。

事務局： 上限について、国の案では50万円を示している。

以上